

資 料

(1) 北方領土元居住者調

居住島名	居住者数 (人)	世帯数 (世帯)
齒 舞 群 島		
水 晶 島	986	154
秋 勇 留 島	88	14
勇 留 島	501	79
志 発 島	2, 249	374
多 楽 島	1, 457	231
計	5, 281	852
色 丹 島	1, 038	206
国 後 島	7, 364	1, 327
択 捉 島	3, 608	739
合 計	17, 291	3, 124

(1945年(昭和20年)8月15日現在)

(2) 日本国魯西亜国通好条約（下田条約）（抄）

1855年2月7日

（旧日本曆 安政元年 12月21日）

第1条 今より後兩國未永く眞実懇にして各其所領に於て互に保護し人命は勿論什物に於ても損害なかるへし

第2条 今より後日本国と魯西亜国との境「エトロプ島」と「ウルップ」島との間に在るへし「エトロプ」全島は日本に属し「ウルップ」全島夫より北の方「クリル」諸島は魯西亜に属す「カラフト」島に至りては日本国と魯西亜国との間に於て界を分たす是迄仕来の通たるへし

(3) 樺太千島交換条約（抄）

1875年（明治8年）5月

第一款 大日本国皇帝陛下ハ其ノ後胤ニ至ル迄現今樺太島（即薩哈噠島）ノ一部ヲ所領スルノ権理及君主ニ属スルー一切ノ権理ヲ全露西亜国皇帝陛下ニ譲リ而今而後樺太全島ハ悉ク露西亜帝国ニ属シ「ラペルーズ」海峡ヲ以テ兩國ノ境界トス

第二款 全露西亜皇帝陛下ハ第一款ニ記セル樺太島（即薩哈噠島）ノ権理ヲ受シ代トシテ其後胤ニ至ル迄現今所領「クリル」群島即チ第一「シュムシュ」島第二「アライド」島第三「パラムシル」島第四「マカンルシ」島第五「ヲネコタン」島第六「ハリムコタン」島第七「エカルマ」島第八「シャスコタン」島第九「ムシル」島第十「ライコケ」島第十一「マツア」島第十二「ラスツア」島第十三「スレドネワ」及「ウシシル」島第十四「ケトイ」島第十五「シムシル」島第十六「プロトン」島第十七「チェルポイ」並ニ「プラット、チェルポエフ」島第十八「ウルップ」島共計十八島ノ権理及ビ君主ニ属スルー一切ノ権理ヲ大日本皇帝陛下ニ譲リ而今而後「クリル」全島ハ日本帝国ニ属シ東察加地方「ラパッカ」岬ト「シュムシュ」島ノ間ナル海峡ヲ以テ兩國ノ境界トス

(4) 講和条約（ポーツマス条約）（抄）

1905年（明治38年）9月

第九条 露西亜帝国政府ハ薩哈噠島南部及其ノ附近ニ於ケル一切ノ島嶼並該地方ニ於ケル一切ノ公共営造物及財産ヲ完全ナル主權ト共ニ永遠日本帝国政府ニ譲與ス其ノ譲與地域ノ北方境界ハ北緯五十度ト定ム該地域ノ正確ナル境界線ハ本条約ニ附属スル追加約款第二ノ規定ニ從ヒ之ヲ決定スヘシ

日本国及露西亜国ハ薩哈噠島又ハ其ノ附近ノ島嶼ニ於ケル各自ノ領地内ニ堡壘其ノ他之二類スル軍事上工作物ヲ築造セサルコトニ互ニ同意ス又兩國ハ各宗谷海峡及韃靼海峡ノ自由航海ヲ妨礙スルコトアルヘキ何等ノ軍事上措置ヲ執ラサルコトヲ約ス

第11条 露西亜国ハ日本海・「オコーツク」海及「ベーリング」海ニ瀕スル露西亜国領地ノ沿岸ニ於ケル漁業權ヲ日本国臣民ニ許與セムカ為日本国ト協定ヲナスヘキコトヲ約ス

(5) 英米共同宣言（大西洋憲章）（抄）

1941年（昭和16年）8月

アメリカ合衆国大統領及聯合王国ニ於ケル皇帝陛下ノ政府ヲ代表スル「チャーチル」総理大臣ハ、会合ヲ為シタル後両国力世界ノ為一層良キ将来ヲ求メントスル其ノ希望ノ基礎ヲ成ス両国国策ノ共通原則ヲ公ニスルヲ以テ正シト思考スルモノナリ。

- 一、両国ハ領土的其ノ他ノ増大ヲ求メス。
- 二、両国ハ關係国民ノ自由ニ表明セル希望ト一致セサル領土的変更ノ行ハルルコトヲ欲セス。
- 三、両国ハ一切ノ国民力其ノ下ニ生活セントスル政体ヲ選択スルノ権利ヲ尊重ス。両国ハ主權及自治ヲ強奪セラレタル者ニ主權及自治力返還セラルルコトヲ希望ス。（この宣言は、ソ連が当時国となっている連合共同宣言に引用されている。）

(6) カイロ宣言（抄）

1943年（昭和18年）11月

「ルーズヴェルト」大統領、蔣介石大元帥及「チャーチル」総理大臣は各自の軍事顧問及外交顧問と共に北「アフリカ」に於て会議を終了し左の一般的声明を発せられたり

三大同盟国は日本国の侵略を制止し且之を罰する為今次の戦争を為しつつあるものなり 右同盟国は自国の為ニ何等の利得をも欲求するものに非ず

又領土拡張の何等の念をも有するものに非ず

右同盟国の目的は日本国より 1914年の第一次世界戦争の開始以後に於て日本国が奪取し又は占領したる太平洋に於ける一切の島嶼を剥奪すること並に満洲、台湾及澎湖島の如き日本国が清国人より盗取したる一切の地域を中華民國に返還することに在り日本国は又暴力及貪欲に依り日本国の略取したる他の一切の地域より駆逐せらるべし

（この宣言は、ソ連が加入したポツダム宣言に引用されている。）

(7) ヤルタ協定（抄）

1945年（昭和20年）2月

三大国、すなわちソヴィエト連邦、アメリカ合衆国及グレート・ブリテンの指導者は、ソヴィエト連邦が、ドイツが降伏し、かつ、欧州における戦争が終了した後2箇月又は3箇月で、次のことを条件として、連合国に味方して日本国に対する戦争に参加すべきことを協定した。

1. 外蒙古（蒙古人民共和国）の現状が維持されること。
2. 1904年の日本国の背信的攻撃により侵害されたロシアの旧権利が次のとおり回復されること。
 - (a) 樺太の南部及びこれに隣接するすべての島嶼がソヴィエト連邦に返還されること。

—省略—

3. 千島列島がソヴィエト連邦に引き渡されること。

三大国の首脳はこれらソヴィエト連邦の要求が日本国が敗北した後に確実に満たされるべきことを合意した。

(8) ポツダム宣言 (抄)

1945年(昭和20年)7月

一.吾等合衆国大統領、中華民国政府首席及「グレート・ブリテン」国総理大臣ハ吾等ノ数億ノ国民ヲ代表シ協議ノ上日本国ニ対シ今次ノ戦争ヲ終結スルノ機会ヲ与フルコトニ意見一致セリ

八.「カイロ」宣言ノ条項ハ履行セラルヘク又日本国ノ主権ハ本州、北海道、九州及四国竝ニ吾等ノ決定スル諸小島ニ局限セラルヘシ

九.日本国軍隊ハ完全ニ武装ヲ解除セラレタル後各自ノ家庭ニ復歸シ平和的且生産的ノ生活ヲ営ムノ機会ヲ得シメラルヘシ

十二.前記諸目的力達成セラレ且日本国国民ノ自由ニ表明セル意思ニ從ヒ平和的傾向ヲ有シ且責任アル政府力樹立セラルルニ於テハ連合軍ノ占領軍ハ直ニ日本国ヨリ撤収セラルヘシ

十三.吾等ハ日本国政府力直ニ全日本国軍隊ノ無条件降伏ヲ宣言シ且右行動ニ於ケル同政府ノ誠意ニ付適當且充分ナル保障ヲ提供センコトヲ同政府ニ対シ要求ス右以外ノ日本国ノ選択ハ迅速且完全ナル壊滅アルノミトス

(9) サンフランシスコ平和条約 (抄)

1951年(昭和26年)9月

第1章 平和

第1条(戦争の終了・主権の承認)

(a) 日本国と各連合国との間の戦争状態は、第23条の定めるところによりこの条約が日本国と当該連合国との間に効力を生ずる日に終了する。

(b) 連合国は、日本国及びその領水に対する日本国民の完全な主権を承認する。

第2章 領域

第2条(領土権の放棄)

(a) 日本国は、朝鮮の独立を承認して、済州島、巨文島及びウツ陵島を含む朝鮮に対するすべての権利、権原及び請求権を放棄する。

(c) 日本国は、千島列島並びに日本国が1905年9月5日のポーツマス条約の結果として主権を獲得した樺太の一部及びこれに近接する諸島に対するすべての権利、権原及び請求権を放棄する。

(d) 日本国は、国際連盟の委任統治制度に関連するすべての権利、権原及び請求権を放棄し、且つ、以前に日本国の委任統治の下にあった太平洋の諸島に信託統治制度を及ぼす1947年4月2日の国際連合安全保障理事会の行動を受諾する。

(e) 日本国は、日本国民の活動に由来するか又は他に由来するかを問わず、南極地域のいずれの部分に対する権利若しくは権原又はいずれの部分に関する利益についても、すべての請求権を放棄する。

(f) 日本国は、新南群島及び西沙群島に対するすべての権利、権原及び請求権を放棄する。

第3条（信託統治）

日本国は、北緯 29 度以南の南西諸島（琉球諸島及び大東諸島を含む）、孀婦岩の南の南方諸島（小笠原諸島、西之島及び火山列島を含む）並びに沖の鳥島及び南鳥島を合衆国を唯一の施政権者とする信託統治制度の下におくこととする国際連合に対する合衆国のいかなる提案にも同意する。このような提案が行われ且つ可決されるまで、合衆国は、領水を含むこれらの諸島の領域及び住民に対して、行政、立法及び司法上の権力の全部及び一部を行使する権利を有するものとする。

(10) 日ソ共同宣言（抄）

1956 年（昭和 31 年）10 月

1. 日本国とソヴィエト社会主義共和国連邦との間の戦争状態は、この宣言が効力を生ずる日に終了し、両国の間に平和及び友好善隣関係が回復される。

8. 1956 年 5 月 14 日にモスクワで署名された北大西洋の公海における漁業に関する日本国とソヴィエト社会主義共和国連邦との間の条約及び海上において遭難した人の救助のための協力に関する日本国とソヴィエト社会主義共和国連邦との間の協定は、この宣言の効力発生と同時に効力を生ずる。

9. 日本国及びソヴィエト社会主義共和国連邦は、両国間に正常な外交関係が回復された後、平和条約の締結に関する交渉を継続することに同意する。

ソヴィエト社会主義共和国連邦は、日本国の要望にこたえかつ日本国の利益を考慮して、齒舞群島及び色丹島を日本国に引渡すことに同意する。ただし、これらの諸島は、日本国とソヴィエト社会主義共和国連邦との間の平和条約が締結された後に現実に引き渡されるものとする。

(11) 日ソ共同声明（抄）

1973年(昭和48年)10月10日モスクワで署名

田中角栄日本国内閣総理大臣は、ソヴィエト連邦政府の招待により、1973年10月7日から10日までソヴィエト連邦を公式訪問した。田中総理大臣には、大平正芳外務大臣及びその他の政府職員が随行した。

田中総理大臣及び大平外務大臣は、L・I・ブレジネフ・ソ連邦共産党中央委員会書記長、A・N・コスイギン・ソ連邦共産党中央委員会政治局員兼ソ連邦大臣会議議長およびA・A・グロムイコ・ソ連邦共産党中央委員会政治局員兼ソ連邦外務大臣と平和条約締結交渉を含む日ソ間の諸問題および相互に関心を有する主要な国際問題について、率直かつ建設的な話し合いを行った。また、田中総理大臣および大平外務大臣は、N・V・ポドゴルヌイ・ソ連邦共産党中央委員会政治局員兼ソ連邦最高会議幹部会議長と会見した。

大平外務大臣とグロムイコ外務大臣との間に第3回の定期協議が行われた。

友好的雰囲気の中に行われたこれらの会談において双方は、日ソ関係が、1956年の日ソ共同宣言により外交関係が回復して以来、広範な分野において順調な発展を遂げており、特に、近年においては、政治、経済および文化の面において両国間の関係の進展が著しいことに満足の意を表明した。双方は、内政不干渉および互惠平等の原則に基づき日ソ間の善隣友好関係を増進することは、日ソ両国民の共通の利益に應えるのみならず、極東ひいては世界の平和と安定に大きく貢献するものであることを認め、このために、両国関係の一層の発展に努力する旨の決意を表明した。

- 1 双方は、第2次大戦の時から未解決の諸問題を解決して平和条約を締結することが、両国間の真の善隣友好関係の確立に寄与することを認識し、平和条約の内容に関する諸問題について交渉した。双方は1974年の適当な時期に両国間で平和条約の締結交渉を継続することに合意した。

(以下略)

(12) 日ソ共同コミュニケ（抄）

1986年(昭和61年)1月19日

エ・ア・シェヴァルナツェ・ソ連邦共産党中央委員会政治局員兼外務大臣は、日本国政府の招待により、1986年1月15日から19日まで日本国を公式訪問した。

東京滞在中エ・ア・シェヴァルナツェ・ソ連邦外務大臣は、中曽根康弘日本国総理大臣と会見した。中曽根康弘総理大臣は、以前に伝達されたエム・エス・ゴルバチョフ・ソ連邦共産党中央委員会書記長に対する日本国への公式訪問の招待を確認した。

エ・ア・シェヴァルナツェ・ソ連邦外務大臣は、右招待に対し謝意を表明した。

エ・ア・シェヴァルナツェ・ソ連邦外務大臣は中曽根康弘総理大臣に対し、日本国総理大臣のソ連邦公式訪問招待を内容とするエム・エス・ゴルバチョフ・ソ連邦共産党中央委員会書記長の書簡を伝達した。

安倍晋太郎日本国外務大臣とエ・ア・シェヴァルナツェ・ソ連邦外務大臣は定期協議としての会談を行ない、同会談では、日ソ関係の諸問題及び双方が関心を有す

る国際問題について討議が行われた。

双方は、互惠平等及び内政不干涉の原則に基づいて日ソ関係を発展させることは、日ソ両国民の共通の利益に應えるのみならず、アジアひいては世界の平和と安定に多大の貢献をなすものである旨強調した。

両大臣は、日ソ両国指導者間の政治対話のもつ重要な意義を指摘した。この関連で両大臣は、両国外務大臣間の定期協議を、今後引き続きモスクワ及び東京において交互に、少なくとも年1回行うとの合意を確認した。エ・ア・シェヴァルナツェ・ソ連邦外務大臣は、安倍晋太郎日本国外務大臣に対し、1986年にソ連を公式訪問するよう招待し、また、安倍晋太郎日本国外務大臣は、エ・ア・シェヴァルナツェ・ソ連邦外務大臣に対し、1987年に日本を公式訪問するよう招待を伝達した。これらの招待は双方により謝意をもって受諾された。訪問の具体的時期は、外交チャンネルを通じて合意される。

両大臣は、外務次官級協議が毎年行われていることを肯定的に評価し、同協議の継続に賛意を表明した。次回の協議は、モスクワにおいて、双方の間で合意される時期に行われる。

両大臣は、1973年10月10日付けの日ソ共同声明において確定した合意に基づいて、日ソ平和条約の内容となり得べき諸問題を含め、同条約締結に関する交渉を行った。双方は、モスクワにおいて行われる次回協議の際にこれを継続する旨合意した。

日本人墓地への遺族の墓参に関する安倍晋太郎日本国外務大臣の要請に関連して、ソ連側は人道的見地からこの問題を然るべき注意をもって検討していく旨述べた。

(以下略)

(13) 日ソ共同コミュニケ (抄)

1986年(昭和61年)5月31日

安倍晋太郎日本国外務大臣は、ソ連邦政府の招待により1986年5月29日から31日までソヴィエト社会主義共和国連邦を公式訪問した。

安倍晋太郎日本国外務大臣は、エム・エス・ゴルバチョフ・ソ連邦共産党中央委員会書記長と会見した。会見は、率直な雰囲気の下で行われ、国際情勢の枢要な諸問題及び日ソ関係の発展の現状と見通しに関する原則的な諸問題が討議された。

安倍晋太郎日本国外務大臣は、中曽根康弘日本国総理大臣によって以前になされたエム・エス・ゴルバチョフ・ソ連邦共産党中央委員会書記長に対する日本国公式訪問の招待を確認した。ソ連側からは、本年1月に伝達された日本国総理大臣に対するソ連邦への公式訪問の招待が確認された。

安倍晋太郎日本国外務大臣とエ・ア・シェヴァルナツェ・ソ連邦共産党中央委員会政治局員兼外務大臣は定期協議としての会談を行い、同会談では、2国間関係の諸問題及び双方が関心を有する国際問題について討議が行われた。

両大臣は、日ソ関係の改善に向けての双方の努力を指摘し、互惠、平等、内政不干涉の原則に基づいた関係のなお一層の発展に対する関心を確認した。

両大臣は、当該関係をこのように発展されることは、日ソ両国民の利益にこたえるのみならず、アジアひいては世界の平和と安定の強化に多大の貢献をなすものであることを強調した。

両大臣は、日ソ両国指導者間の政治対話、なかんずく両国外務大臣間の定期協議に重要な意義を付与し、この協議を今後引き続き東京及びモスクワにおいて交互に、少なくとも年1回行うとの合意を再確認した。安倍晋太郎日本国外務大臣は、エ・ア・シェヴァルナツェ・ソ連邦外務大臣に対して次回協議を行うため、1987年の日本国への公式訪問の招待を改めて確認し、この招待は謝意をもって受諾された。訪問の具体的時期は、外交チャンネルを通じて合意される。

両大臣は、外務次官級協議が毎年行われていることを肯定的に評価し、同協議の継続につき改めて賛意を公表した。次回の協議はモスクワにおいて、双方の間で合意される時期に行われる。

両大臣は、1973年10月10日付の日ソ共同声明において確定した合意に基づいて、日ソ平和条約の内容となり得べき諸問題を含め、同条約締結に関する本年1月に東京で行われた交渉を継続した。双方は、東京において行われる次回協議の際にこれを継続する旨合意した。

ソ連側は、日本人墓地への遺族の墓参に関する安倍晋太郎日本国外務大臣の要請に関連して行われた話し合いに照らして、本件にかかわる諸問題を外交チャンネルで検討することを念頭に置き、当該要請に基本的に肯定的に対応する用意がある旨表明した。

(以下略)

(14) 日ソ共同コミュニケ (抄)

1988年(昭和63年)12月21日

エ・ア・シェヴァルナツェ・ソ連共産党中央委員会政治局員兼外相は、日本政府の招待により、1988年12月18日から21日まで日本を公式訪問した。

(略)

両大臣は、1973年10月10日の日ソ共同声明において確定した合意に基づいて、日ソ平和条約の内容となり得べき諸問題を含め、同条約締結に関する交渉を行った。同交渉において、双方は、両国関係に存在する困難の除去に関し、その歴史のおよび政治的側面についてのそれぞれの認識を述べた。

この関連で、両大臣は、両大臣間で行われている平和条約締結交渉を一層促進するため、外務次官レベルの常設作業グループを設け、同作業グループにおいて討議を続けることを指示する旨合意した。

双方は、両国の外務次官級協議が毎年行われていることを積極的に評価し、同協議の継続に賛意を公表した。次回の協議は、東京において、1989年の双方の間で合意される時期に行われる。

(以下略)

(15) 日ソ共同声明 (抄)

1991年(平成3年)4月18日

- 1 エム・エス・ゴルバチョフ・ソヴィエト社会主義共和国連邦大統領は、日本国政府の招待により、1991年4月16日から19日まで日本国を公式訪問した。
- 3 エム・エス・ゴルバチョフ・ソヴィエト社会主義共和国連邦大統領は、海部俊樹日本国内閣総理大臣と、平和条約締結交渉を含む日ソ間の諸問題及び相互に関心を有する主要な国際問題について率直かつ建設的な話し合いを行った。
- 4 海部俊樹日本国内閣総理大臣及びエム・エス・ゴルバチョフ・ソヴィエト社会主義共和国連邦大統領は、歯舞群島、色丹島、国後島及び択捉島の帰属についての双方の立場を考慮しつつ領土画定の問題を含む日本国とソヴィエト社会主義共和国連邦との間の平和条約の作成と締結に関する諸問題の全体について詳細かつ徹底的な話し合いを行った。

これまでに行われた共同作業、特に最高レベルでの交渉により、一連の概念的な考え方、すなわち、平和条約が、領土問題の解決を含む最終的な戦後処理の文書であるべきこと、友好的な基盤の上に日ソ関係の長期的な展望を開くべきこと及び相手側の安全保障を害すべきでないことを確認するに至った。

ソ連側は、日本国の住民と上記の諸島の住民との間の交流の拡大、日本国民によるこれらの諸島訪問の簡素化された無査証の枠組みの設定、この地域における共同の互恵的経済活動の開始及びこれらの諸島に配置されたソ連の軍事力の削減に関する措置を近い将来とする旨の提案を行った。日本側は、これらの問題につき今後更に話し合うこととしたい旨述べた。

総理大臣及び大統領は、会談において、平和条約の準備を完了させるための作業を加速することが第一義的に重要であることを強調するとともに、この目的のため、日本国及びソヴィエト社会主義共和国連邦が戦争状態の終了及び外交関係の回復を共同で宣言した1956年以来長年にわたって二国間交渉を通じて蓄積されたすべての肯定的要素を活用しつつ建設的かつ精力的に作業するとの確固たる意思を表明した。

同時に、日本国と日本国に隣接するロシア・ソヴィエト連邦社会主義共和国を含むソヴィエト社会主義共和国連邦との間の相互関係における善隣、互恵及び信頼の雰囲気の中で行われる貿易経済、科学技術及び政治の分野での並びに社会活動、文化、教育、観光、スポーツ、両国国民間の広範で自由な往来を通じての建設的な協力の展開が、合目的的であると認められた。

- 6 双方は、1966年に合意された両国外務大臣間の協議の定期的な実施の重要性を指摘し、少なくとも年1回、必要な場合にはより頻繁に、協議を行うことを確認した。
- 7 双方は、両国が、相互の関係において、国際連合憲章第2条に掲げる原則、なかんずく次の原則を指針することを確認した。
 - (イ) その国際紛争を平和的手段によって、国際の平和及び安全並びに正義を危うくしないように、解決すること。
 - (ロ) その国際関係において、武力による威嚇又は武力の行使は、いかなる国の領土保全又は政治的独立に対するものも、また、国際連合の目的と両立しない他のいかなる方法によるものも慎むこと。

(16) 日ロ関係に関する東京宣言（抄）

1993年(平成5年)10月13日

2 日本国総理大臣及びロシア連邦大統領は、両国関係における困難な過去の遺産は克服されなければならないとの認識を共有し、択捉島、国後島、色丹島及び歯舞群島の帰属に関する問題について真剣な交渉を行った。双方は、この問題を歴史的・法的事実に立脚し、両国の間で合意の上作成された諸文書及び法と正義の原則を基礎として解決することにより平和条約を早期に締結するよう交渉を継続し、もって両国間の関係を完全に正常化すべきことに合意する。この関連で、日本国政府及びロシア連邦政府は、ロシア連邦がソ連邦と国家としての継続性を有する同一の国家であり、日本国とソ連邦との間のすべての条約その他の国際約束は日本国とロシア連邦との間で引き続き適用されることを確認する。

日本国政府及びロシア連邦政府は、また、これまで両国間の平和条約作業部会において建設的な対話が行われ、その成果の一つとして1992年9月に「日露間領土問題の歴史に関する共同作成資料集」が日露共同で発表されたことを想起する。

日本国政府及びロシア連邦政府は、両国間で合意の上策定された枠組みの下で行われてきている前記の諸島に現に居住している住民と日本国の住民との間の相互訪問を一層円滑化することをはじめ、相互理解の増進へ向けた一連の措置を採ることに同意する。

(17) クラスノヤルスク合意（抄）

1997年(平成9年)11月2日

「東京宣言に基づき、2000年までに平和条約を締結するよう全力を尽くす。」

(18) 川奈合意（抄）

1998年(平成10年)4月19日

「平和条約が東京宣言第2項に基づき四島の帰属の問題を解決することを内容とし、21世紀に向けての日露の友好協力に関する原則等を盛り込むべきこと。」

(19) 日本国とロシア連邦の間の創造的パートナーシップ構築に関するモスクワ宣言（抄）

1998年(平成10年)11月13日

2 日本国総理大臣及びロシア連邦大統領は、本年4月の川奈における首脳会議において日本側から提示された択捉島、国後島、色丹島及び歯舞群島の帰属に係る問題の解決に関する提案に対してロシア側の回答が伝えられたことにかんがみ、東京宣言並びにクラスノヤルスク及び川奈における首脳会談に際して達成された合意に基づいて平和条約の締結に関する交渉を加速するよう両政府に対して指示する。

両首脳は、平和条約を2000年までに締結するよう全力を尽くすとの決意を再確認する。このため、両首脳は、既存の平和条約締結問題日露合同委員会の枠内において、国境画定に関する委員会を設置するよう指示する。

両首脳は、また、国境画定に関する委員会と並行して活動し、上記の諸島においていかなる共同経済活動を双方の法的立場を害することなく実施し得るかについて明らかにすることを目的とする、上記の諸島における共同経済活動に関する委員会を設置するよう指示する。

両首脳は、人道的見地から、旧島民及びその家族たる日本国民による、上記の諸島への最大限に簡素化されたいわゆる自由訪問を実施することにつき原則的に合意し、このような訪問手続の法的・実際の側面を検討するよう指示する。

3 日本国総理大臣及びロシア連邦大統領は、日露両国の隣接する地域の住民の間の相互理解の促進及び多面的、互恵的な協力の発展を図り、もって平和条約の早期締結のための環境を整備することを目的とする、択捉島、国後島、色丹島及び歯舞群島をめぐる協力の重要性を認識する。

この関連で、両首脳は、人道的観点から緊急の対応を要する場合の両国間の協力の枠組みが拡充されたことを歓迎する。

また、両首脳は、日本国政府とロシア連邦政府との間の海洋生物資源についての操業の分野における若干の事項に関する協定の締結及びこの協定の下での操業の円滑な実施を高く評価するとともに、これが両国間の信頼関係の強化に大きく貢献していることを確認する。

(20) 平和条約問題に関する日本国総理大臣及びロシア連邦大統領の声明（抄）

2000年(平成12年)9月5日

- 1 日本国総理大臣及びロシア連邦大統領は、日本国とロシアとの間にその戦略的・地政学的利益に合致する創造的パートナーシップを構築するとの志向に則り、本年9月4日及び5日東京にて、平和条約の問題を含め、二国間関係全体について詳細な交渉を行った。
- 2 双方は、1997年のクラスノヤルスクにおける日露首脳会談において、東京宣言に基づき2000年までに平和条約を締結するよう全力を尽くすことが合意され以降、次のような肯定的実績を上げたことを確認した。
 - 外務大臣レベルの平和条約締結問題合同委員会が設置された。
 - 国境画定に関する委員会が設置され、その枠内において積極的な交渉が継続されている。
 - 共同経済活動に関する委員会が設置され、積極的に作業している。「択捉島、国後島、色丹島及び歯舞群島(以下「諸島」という。)における共同経済活動の発展に関する日露協力プログラム」が署名された。
 - 海洋生物資源についての操業の分野における協力の若干の事項に関する協定が署名され、成功裡に実施されている。
 - 諸島への最大限に簡素化された手続によるいわゆる自由訪問について達成された合意が実施されている。
 - 1991年の合意に従って実施されている諸島に現に居住している住民と日本国の住民との間の相互訪問の参加者の範囲が1998年から拡大されている。
 - 1994年の地震に関連して実施が開始された人道支援の分野に、緊急の支援を要する場合が含まれている。
- 3 双方は、クラスノヤルスク合意の実現のための努力を継続すること及びその肯定的実績を一層強固なものとするよう最大限助長していくことが不可欠であることを一致して認めた。
- 4 双方は、1993年の日露関係に関する東京宣言及び1998年の日本国とロシア連邦との間の創造的パートナーシップの構築に関するモスクワ宣言を含む今日までに達成された全ての諸合意に依拠しつつ、「択捉島、国後島、色丹島及び歯舞群島の帰属に関する問題を解決することにより」平和条約を策定するための交渉を継続することに合意した。

交渉のプロセスの効率性を高めるとの志向に則り、双方は、平和条約締結問題合同委員会における各々の代表者に対し、以下の措置をとるよう指示を不えた。

 - 平和条約締結問題合同委員会及び国境画定に関する委員会の作業を一層加速化するための新たな方策を策定すること。
 - 日露間領土問題の歴史に関する共同資料集につき、これに1993年以降の時期に関わる資料を含めることをはじめとし、その新しい版を準備するための措置をとること。
 - 平和条約締結の重要性を各々の国の世論に説明するための努力を活発化させること。
- 5 V.V.プーチン・ロシア連邦大統領は、様々な分野における二国間関係の一層の発展及び平和条約交渉の積極的前進を図るため、ロシア連邦を公式に訪問するよう森喜朗日本国総理大臣を招待した。森喜朗日本国総理大臣は、感謝をもって招

待を受け入れた。訪問の時期は外交ルートで合意される。

双方は、できる限りの機会を活用し、今後とも積極的な対話を維持することが有益であると認めた。

6 交渉は、率直、信頼及び相互尊重の雰囲気の下で行われた。

(21) 平和条約問題に関する交渉の今後の継続に関する日本国総理大臣及びロシア連邦大統領のイルクーツク声明（抄）

2001年(平成13年)3月25日

森喜朗日本国総理大臣と V.V.プーチン・ロシア連邦大統領は、2001年3月25日イルクーツクにて会談した。双方は、2000年4月の日本国総理大臣のサンクト・ペテルブルグ訪問及び2000年9月のロシア連邦大統領の東京訪問以降、両国関係がすべての分野で一層発展を見せていることに満足の意を表明した。

2000年9月5日に署名された平和条約問題に関する日本国総理大臣及びロシア連邦大統領の声明において合意された諸点を踏まえて、平和条約問題についての突っ込んだ意見交換が行われた。

双方は、90年代において、交渉プロセスが質的に活発化し、相互の立場に関する認識が深化したことを表明する。交渉に対し、重要で肯定的な弾みを与えたのは、1993年の日露関係に関する東京宣言に基づき、2000年までに平和条約を締結するよう全力を尽くすというクラスノヤルスク合意である。双方は、クラスノヤルスク合意の実現に関する作業が重要な成果をもたらしたこと及びその創造的な力を今後とも維持しなくてはならないことを指摘した。

双方は、この関連で、平和条約の締結が、日露関係の前進的発展の一層の活発化を促し、その関係の質的に新しい段階を開くであろうとの確信に基づき、

—平和条約締結に関する更なる交渉を、1956年の日本国とソヴィエト社会主義共和国連邦との共同宣言、1973年の日ソ共同声明、1991年の日ソ共同声明、1993年の日露関係に関する東京宣言、1998年の日本国とロシア連邦の間の創造的パートナーシップ構築に関するモスクワ宣言、2000年の平和条約問題に関する日本国総理大臣及びロシア連邦大統領の声明及び本声明を含む、今日までに採択された諸文書に基づいて行うことに合意した。

—1956年の日本国とソヴィエト社会主義共和国連邦との共同宣言が、両国間の外交関係の回復後の平和条約締結に関する交渉プロセスの出発点を設定した基本的な法的文書であることを確認した。

—その上で、1993年の日露関係に関する東京宣言に基づき、択捉島、国後島、色丹島及び歯舞群島の帰属に関する問題を解決することにより、平和条約を締結し、もって両国間の関係を完全に正常化するため、今後の交渉を促進することで合意した。

—相互に受け入れ可能な解決に達することを目的として、交渉を活発化させ、平和条約締結に向けた前進の具体的な方向性をあり得べき最も早い時点で決定することで合意した。

—平和条約の早期締結のための環境を整備することを目的とする、択捉島、国後島、色丹島及び歯舞群島を巡る協力を継続することを確認した。

—2001年1月16日にモスクワで河野外務大臣とイワノフ外務大臣により署名された「日露間領土問題の歴史に関する共同作成資料集の新版及び平和条約締結

の重要性に関する世論啓発事業に関する覚書」の実施の重要性を確認した。

双方は、交渉を行う上で極めて重要なのは、日露関係において相互理解、信頼及び多様な方面における幅広い互恵的な協力に基づく雰囲気維持することであることを基本とする。

(22) 日露行動計画の採択に関する日本国総理大臣及びロシア連邦大統領の共同声明（抄）

2003年(平成15年)1月10日

両国関係における困難な過去の遺産を最終的に克服して広範な日露パートナーシップのための新たな地平線を開くことを志向し、1956年の日本国とソヴィエト社会主義共和国連邦との共同宣言、1993年の日露関係に関する東京宣言、1998年の日本国とロシア連邦の間の創造的パートナーシップ構築に関するモスクワ宣言、2000年の平和条約問題に関する日本国総理大臣及びロシア連邦大統領の声明及び2001年の平和条約問題に関する交渉の今後の継続に関する日本国総理大臣及びロシア連邦大統領のイルクーツク声明を含むこれまでに達成された諸合意に基づき、精力的な交渉を通じて、択捉島、国後島、色丹島及び歯舞群島の帰属に関する問題を解決することにより平和条約を可能な限り早期に締結し、もって両国間の関係を完全に正常化すべきであるとの決意を確認。

日露行動計画（抄）

2003年(平成15年)1月10日

2. 平和条約交渉：「困難な過去の遺産の克服と広範な日露パートナーシップの新たな地平線の開拓」

これまで継続されてきた両国間の精力的な交渉の結果、1956年の日本国とソヴィエト社会主義共和国連邦との共同宣言、1993年の日露関係に関する東京宣言、1998年の日本国とロシア連邦の間の創造的パートナーシップ構築に関するモスクワ宣言、2000年の平和条約問題に関する日本国総理大臣及びロシア連邦大統領の声明、2001年の平和条約問題に関する交渉の今後の継続に関する日本国総理大臣及びロシア連邦大統領のイルクーツク声明を含む重要な諸合意が達成された。この困難な問題の解決策を用意することを目的として、両国外務大臣を議長とする平和条約締結問題合同委員会が、また、その下で、国境画定に関する委員会及び共同経済活動に関する委員会が設立された。

日露関係の着実な発展及び平和条約締結の重要性についての一連の両国世論への働きかけが実施された。日露フォーラム「グローバル化の下でのアジア太平洋地域における日露関係」を含む様々な両国間のフォーラム及びセミナーが開催され、日露間領土問題の歴史に関する共同作成資料集が作成され、両国の識者、学者及び専門家の間における平和条約問題についての活発な議論を促した。この議論には両国議会の議員も積極的に参加した。こうした議論を経て、平和条約締結交渉を前進させるためには、感情と先入観から解放された雰囲気を両国関係において確保する必要があるとの共通の結論が導かれた。

択捉島、国後島、色丹島及び歯舞群島（以下、「諸島」という。）の住民と日本国

民との間の四島交流、いわゆる自由訪問等の実施により、両国国民間の相互理解が深化した。1991 年以来、約 1 万人の両国民がこうした交流に参加した。

1998 年に署名された日本国政府とロシア連邦政府との間の海洋生物資源についての操業の分野における協力の若干の事項に関する協定の下で、日本漁船による諸島の水域における円滑な操業が確保されている。

諸島の住民に対して過去 10 年にわたり、日本国政府により支援委員会を通じて支援が行われてきた。

今後の行動

両国は、質的に新たな両国関係を志向しつつ、相互に対する理解及び敬意の一層の深化並びに相互信頼の強化を進めていくことが重要であるとの認識に立脚し、平和条約締結問題の相互に受け入れ可能な解決を模索するプロセスを精力的に継続する。その際、両国は、以下を行う。

両国は、1956 年の日本国とソヴィエト社会主義共和国連邦との共同宣言、1993 年の日露関係に関する東京宣言、2001 年の平和条約問題に関する交渉の今後の継続に関する日本国総理大臣及びロシア連邦大統領のイルクーツク声明及びその他の諸合意が、諸島の帰属の問題を解決することにより平和条約を締結し、もって両国関係を完全に正常化することを目的とした交渉の基礎であるとの認識に立脚し、引き続き残る諸問題の早期解決のために交渉を加速する。両国は、交渉を行うにあたり、両国関係において相互理解、信頼及び様々な分野における広範かつ互恵的な協力の雰囲気維持することが極めて重要であることを確認する。

両国は、2000 年の平和条約問題に関する日本国総理大臣及びロシア連邦大統領の声明に立脚し、然るべき啓発資料の共同作成及び配布を含め、平和条約締結及びあらゆる分野における両国関係の着実な発展の重要性を両国の世論に説明するための努力を継続する。

両国は、四島交流事業を今後も発展させていくべき努力をする。その際、青年及び児童の交流並びに互いの言語習得といった活動に特別の注意を払う。また、両国は、いわゆる自由訪問の実施方法を、最大限に簡易化された方式で行うとの合意を念頭に置きつつ、改善するべく努力する。

両国は、四島交流の枠組みにおいて実施された諸島の地域における環境に関する共同調査を踏まえた環境問題に関する意見交換を、日露環境保護合同委員会の場で行っていく。

両国は、日本国からの諸島の住民に対する人道的観点からの適切な支援が効果的に実施されるよう、必要に応じて協力する。日本国は、今後ともこのような支援を継続していく意向である。

両国は、1998 年の日本国政府とロシア連邦政府との間の海洋生物資源についての操業の分野における協力の若干の事項に関する協定が、両国関係の強化及び両国間の信頼の深化に貢献しているとの認識を踏まえ、この協定により規定されている協力を互恵的な基礎の上に継続する。

両国は共同経済活動に関する委員会の活動を通じて、諸島の地域における共同経済活動の両国にとって受け入れ可能な形態を模索する。

(23) 日露パートナーシップの発展に関する日本国総理大臣とロシア連邦大統領の共同声明（抄）

2013年(平成25年)4月29日

7. 両首脳は、第二次世界大戦後67年を経て日露間で平和条約が締結されていない状況は異常であることで一致した。両首脳は、両国間の関係の更なる発展及び21世紀における広範な日露パートナーシップの構築を目的として、交渉において存在する双方の立場の隔たりを克服して、2003年の日露行動計画の採択に関する日本国総理大臣及びロシア連邦大統領の共同声明及び日露行動計画においても解決すべきことが確認されたその問題を、双方受入れ可能な形で、最終的に解決することにより、平和条約を締結するとの決意を表明した。
8. 両首脳は、平和条約締結交渉を、2003年の日ロ行動計画の採択に関する日本国総理大臣及びロシア連邦大統領の共同声明及び日露行動計画を含むこれまでに採択された全ての諸文書及び諸合意に基づいて進めることで合意した。
9. 両首脳は、日露パートナーシップの新たな未来志向の地平を模索する中で、両首脳の議論に付するため、平和条約問題の双方に受入れ可能な解決策を作成する交渉を加速化させるとの指示を自国の外務省に共同で与えることで合意した。

※ 資料には共同宣言などの合意文書についてのみ記載しています。

(24)北方領土歴史年表

	年代	国内	年代	世界
江戸時代	1603	●徳川家康、江戸に幕府を開く。		
	1618	●千島でとれるラッコの毛皮をもったアイヌの人たちの交易船が、100 隻近く松前にくる。		
	1635	●松前藩、蝦夷島を探検。はじめて国後・択捉や北方の島々の地図ができたと推定される。	1643	●オランダ船長ド・フリース、北太平洋の金・銀島を探し、択捉・ウルップ2島を発見する。
	1644	●松前藩、地図を幕府に献上する。そのなかに「くるみせ」として 39 の島をえがき、現在の各島がほとんど書かれている。		
	1701	●霧多布場所を開く。		
	1731	●国後・択捉の酋長ら、はじめて松前藩をたずね、献上品をおくる。	1739	●ロシアのspanベルグ中佐、千島列島にそって調査地図をつくる。
	1754	●松前藩・国後場所を開き、商船を送りはじめる。	1768	●ロシア人ウルップ島に住み、ラッコ猟をはじめ。
	1785	●幕府の命により、最上徳内がウルップ島まで調査する。	1778	●ウルップ島のロシア人、通商を求め、根室ノツカマップに来る。
	1798	●近藤重蔵、択捉島に渡り、丹根萌に「大日本恵登呂府」の標柱を建てる。	1792	●ロシア人ラクスマン、根室にきて通商を求める。
	1799	●幕府、東蝦夷地を直営。駅逓を設け、守備兵をおく。 ●高田屋嘉兵衛、択捉航路を開く。 ●近藤重蔵、国後島に渡る。		
	1800	●高田屋嘉兵衛、択捉島に渡り、カムイワッカオイに「大日本恵登呂府」の標柱を建てる。また高田屋嘉兵衛らを択捉島に派遣、漁場を開き、行政府をおく。		
	1801	●幕府、ウルップ島に「天長地久大日本属島」の標柱を建て、ロシア人に退去を命じ、択捉島に守備兵を置く。		

	年代	国内	年代	世界
江戸時代	1810	●高田屋嘉兵衛、択捉場所請負人となる。	1853	●ロシア使節団プチャーチン、長崎にくる。
	1811	●国後島に来たロシア船長ゴローニンを捕える。		
	1812	●高田屋嘉兵衛、ロシア船に捕われる。		
	1813	●カムチャッカに抑留中の高田屋嘉兵衛の工作により、両国の紛争が解決。ゴローニンと高田屋嘉兵衛の釈放交換が行われる。		
明治時代	1855	●日露通好条約（下田条約）を結ぶ。国境を択捉島とウルップ島の間きめ、択捉島以南を日本領と確認する。		
	1868	●明治維新		
	1869	●開拓使役所を、根室に置く。 ●国後・択捉二島を四郡にわけ、択捉島に開拓使出張所を置く。		
	1875	●樺太千島交換条約成立。クリル諸島を千島国に入れ、ウルップ島からシュムシュ島までのすべての島が日本領となる。		
	1880	●各出張所を廃し、郡役所・戸長役場を置く。		
	1882	●開拓使役所を廃し、根室県を置く。（札幌・函館とともに北海道三県時代となる。）		
	1884	●シュムシュ島の先住民クリル人を色丹島に移し、保護を加える。		
	1886	●根室県を廃し、根室支庁となる。		
	1889	●大日本帝国憲法が発布される。		
	1890	●択捉島にさけ・ますふ化場を開設する。		
	1893	●海軍大尉郡司成忠が「報效義会」 ^{ほうこうぎかい} を組織、千島に移住して開発を計画。翌年、シュムシュ島に根拠地を設ける。		
	1894	●日清戦争はじまる。		
	1904	●日露戦争はじまる。		
	1905	●日露講和条約（ポーツマス条約）が調印され、北緯五〇度以南の南樺太が日本領となる。		
	大正時代	1915		
1920		●日本が国際連盟に加盟。	1914	●第一次世界大戦はじまる。
			1917	●ロシア革命おこる。
			1922	●ソビエト連邦が成立する。

	年代	国内	年代	世界
昭	1931	●満州事変はじまる。		
	1933	●日本、国際連盟を脱退。		
	1937	●日華事変はじまる。		
	1941	●太平洋戦争はじまる。(12月)	1939	●第二次世界大戦はじまる。
	1945	●日本がポツダム宣言を受諾。(8月) ●太平洋戦争終わる。(降伏文書に署名)(9月) ●根室町長安藤石典、北方領土返還について連合軍最高司令官に陳情する。(12月)	1941	●大西洋憲章(英・米:8月)
	1947	●ソビエト連邦軍の命により、島民残留者が本土に引き揚げはじめる。(7月)	1943	●カイロ宣言(英・米・中:12月)
	1951	●サンフランシスコ平和条約に調印。(ソ連は調印せず。)日米安全保障条約に調印。(9月)	1945	●ヤルタ協定(英・米・ソ:2月)
	1956	●日ソ共同宣言に調印。(10月) ●日本、国際連合に加盟。(12月)	1946	●ソビエト連邦、南樺太・千島列島をソビエト連邦に編入を宣言。(2月)
	1963	●貝殻島周辺コンブ漁の民間協定が締結される。(6月)		
	1964	●北方墓参始まる。		
時	1966	●日ソ航空協定、同貿易協定に調印。(1月) ●日ソ領事条約に調印。(7月) ●イシコフ ソ連漁業相訪日、来根。(6月)		
	1967	●衆参両院に「沖縄および北方領土問題に関する特別委員会」を設置。(12月)		
	1970	●沖縄・北方対策庁発足(5月)		
	1971	●北方海域安全操業のための日ソ交渉開く。		
代	1972	●日ソ外相間定期協議(1月 東京) ●「望郷の家」を開館。 ●沖縄の日本復帰実現(5月) ※ 沖縄・北方対策庁が沖縄開発庁となり、あらたに北方対策本部を設置。 ●大平外相訪ソ、第1回平和条約交渉(10月)		
	1973	●国会において「北方領土の返還に関する決議案」採択。 ●田中首相訪ソ、平和条約交渉(10月) 北方領土問題が平和条約の締結によって解決されるべき戦後の未解決の問題であることを確認。		

	年代	国内	年代	世界
昭和時代	1975	●宮沢外相訪ソ、平和条約交渉（1月）		
	1976	●日ソ外相定期協議及び平和条約交渉（1月 東京） ●北方領土墓参中止（9月） ●函館空港にソ連のミグ25戦とう機強行着陸。（9月） ●日ソ外相会談（9月、ニューヨーク）		
	1977	●ソ連政府、3月1日から北方四島周辺水域を含む200海里漁業水域設定。 ●日ソ漁業暫定協定署名（5月） ●日本政府、7月1日から200海里漁業水域設定。12海里領海法施行		
	1978	●日ソ外相間定期協議（1月 モスクワ） ●ソ連政府、善隣協力条約案を公表。（2月）		
	1979	●国会において「国後・択捉両島の軍事施設構築抗議案」を採択。（2月） ●日ソ外相会談（9月 ニューヨーク）		
	1980	●伊東外相、国連総会一般討論演説において北方領土問題に言及。（9月）		
	1981	●「北方領土の日」設定 『2月7日』 ●鈴木首相、北方領土視察（9月） ●北方領土返還祈念シンボル像（四島のかけ橋）除幕点火式（9月） ●園田外相、国連総会一般討論演説において北方領土問題に言及。（9月）		
	1982	●北方領土問題等解決促進特別措置法の制定。（8月） ●櫻内外相、国連総会一般討論演説において北方領土問題に言及。（10月） ●日ソ外相会談（10月 ニューヨーク） ●鈴木首相、ブレジネフ書記長の葬儀出席のため訪ソ。（11月） ●日ソ外相会談（11月 モスクワ）		
	1983	●安倍外相、国連総会一般討論演説において北方領土問題に言及。（9月）		
	1984	●安倍外相、アンドロポフソ連書記長の葬儀出席のため訪ソ、安倍・グロムイコソ連外相会談。（2月） ●国連に関する日ソ協議。（8月 東京） ●日ソ外相会談（9月ニューヨーク） ●安倍外相、国連総会一般討論演説において北方領土問題に言及。（9月） ●ソ連最高会議代表団訪日（10月） ●日ソ首脳会談（11月 ガンジーインド首相葬儀の際 ニューデリー） ●日ソ経済委員会合同会議（12月 東京） ●日ソ地先沖合漁業協定締結（12月）		

	年代	国内	年代	世界
昭和時代	1985	<ul style="list-style-type: none"> ●中曽根首相、チェルネンコソ連書記長の葬儀出席のため訪ソ、中曽根・ゴルバチョフ会談。(3月) ●安倍外相、国連総会一般討論演説において北方領土問題に言及。シェヴァルナツゼソ連外相と会談。(9月) 	1985	<ul style="list-style-type: none"> ●ソ連ゴルバチョフ書記長就任(3月) ●グロムイコソ連外相最高会議幹部会議長に就任。後任にシェヴァルナツゼ外相就任。(7月)
	1986	<ul style="list-style-type: none"> ●日ソ外相間定期協議及び平和条約交渉(1月 東京) ●日ソ外相間定期協議及び平和条約交渉(5月 モスクワ) ●北方領土墓参再開(8月) ●倉成外相、国連総会で一般討論演説、北方領土問題に言及。(9月) ●日ソ外相会談(9月 ニューヨーク) ●ソ連墓参団訪日(12月 長崎・松山・泉大津) 		
	1987	<ul style="list-style-type: none"> ●中曽根首相、国連総会一般討論演説で北方領土問題に言及。(9月) ●日ソ外相会談(9月 ニューヨーク) 	1987	●米ソ首脳会談、INF全廃条約調印(12月 ワシントンDC)
	1988	<ul style="list-style-type: none"> ●竹下首相、国連軍縮特別総会一般討論演説において北方領土問題に言及。(6月) ●中曽根前首相訪ソ、ゴルバチョフ書記長と会談、北方領土問題に言及。(7月) ●日ソ外相間定期協議及び平和条約交渉(12月 東京)(平和条約作業グループの設置合意) 		
	1989	<ul style="list-style-type: none"> ●日ソ外相会談(1月 パリ) ●第2回平和条約作業部会(3月 東京)北方領土問題が正式議題となる。 ●日ソ外相間定期協議及び平和条約交渉(5月 モスクワ)ゴルバチョフ書記長とも会談。 ●日ソ外相会談(7月 パリ) ●中山外相、国連総会演説で北方領土問題に言及。(9月 ニューヨーク) ●日ソ外相会談(9月 ニューヨーク)ソ連外相、ゴルバチョフ最高会議議長の1991年訪日を表明。 ●第2回ソ連墓参団来日(12月 函館・船橋・金沢・戸田村) 	1989	<ul style="list-style-type: none"> ●米ソ首脳会談、戦略兵器削減に合意。(5月 ワシントンDC) ●米ソ首脳会談、冷戦終結宣言(12月 マルタ島沖)
平成時代	1990	<ul style="list-style-type: none"> ●櫻内衆議院議長訪ソ、ゴルバチョフ大統領と会談。(7月 モスクワ) ●日ソ外相間定期協議及び平和条約交渉(9月 東京) ●中山外相、国連総会一般討論演説において北方領土問題について言及。(9月) ●日ソ外相会談(9月 ニューヨーク) 	1990	<ul style="list-style-type: none"> ●ソ連ゴルバチョフ最高会議議長ソ連大統領に就任。(3月) ●エリツィン・ロシア共和国大統領に就任。(7月) ●先進7カ国首脳会議(ヒューストンサミット)議長声明で、日本の北方領土に関する主張を支持する旨表明。(7月 ヒューストン) ●東西ドイツ統一(10月)
	1991	<ul style="list-style-type: none"> ●土屋参議院議長訪ソ・ソ連最高会議議長等と会談。(1月 モスクワ) ●日ソ外相間定期協議及び平和条約交渉(1月 モスクワ) ●日ソ外相間定期協議及び平和条約交渉(3月 東京) 	1991	<ul style="list-style-type: none"> ●先進7カ国首脳会議(ロンドン・サミット)議長声明で、北方領土問題の解決が国際協力に大きく寄与する旨表明。(7月 ロンドン) ●ソ連、保守派等によるクーデター失敗。(8月)

	年代	国内	年代	世界
平成時代	1992	<ul style="list-style-type: none"> ●ゴルバチョフ大統領訪日、日ソ首脳会談（4月 東京） 首脳会談後の共同声明で、歯舞・色丹・国後・択捉の4島が平和条約で解決されるべき領土問題の対象であることを明記。平和条約の準備を完了する作業を加速することに合意。 ●日ソ外相会談（7月 ロンドン・サミット） ●日ソ首脳会談（7月 ロンドン・サミット） ●日ソ外相間定期協議及び平和条約交渉（10月 モスクワ） 領土問題分科会の設置と北方領土との北方四島交流（ビザなし交流）を合意。 	1992	<ul style="list-style-type: none"> ●バルト3国（エストニア・ラトビア・リトアニア）独立（9月） ●ソ連共産党一党支配廃止（9月） ●ソ連・11共和国首脳会議 独立国家共同体創設、ソ連邦と連邦大統領職の消滅を確認。（12月 アルマアタ） ●ソ連・ゴルバチョフ大統領、大統領としての活動停止を発表。（12月） ●ロシア連邦誕生（12月）
		<ul style="list-style-type: none"> ●日ロ首脳会談（1月 ニューヨーク） エリツィン大統領の9月訪日合意。 ●第1回日ロ平和条約作業部会（2月 モスクワ） (1)ロシア連邦は、ソ連の継承者として、ソ連との間で結ばれた国際条約に伴う全ての義務を負う。 これについて、1956年の日ソ共同宣言を含め、例外はない旨発言。（クナツゼ外務次官） (2)領土問題の分科会を設ける枠組みを確認。 ●日ロ外相間定期協議（3月 東京） ●北方四島交流事業（ビザなし交流）「四島側から初の訪問団受入」（4月） ●日ロ外相定期協議（5月 モスクワ） ●北方四島交流事業（ビザなし交流）「日本側から初の訪問団出発」（5月） ●北海道・サハリン州対話集会（6月 ユジノサハリンスク） ●日ロ外相間定期協議（8月 モスクワ） ●「日露間領土問題の歴史に関する共同作成資料集」発表（9月 日ロ両国外務省） 		<ul style="list-style-type: none"> ●先進7カ国首脳会議（ミュンヘン・サミット） 政治宣言で、法と正義による外交政策を遂行するロシアの公約を歓迎し、領土問題の解決を通じ、日ロ関係が正常化されることを信じる旨表明。（7月 ミュンヘン）
		<ul style="list-style-type: none"> ●日ロ外相間定期協議（3月 東京） ●北方四島交流事業（ビザなし交流）「四島側から初の訪問団受入」（4月） ●日ロ外相定期協議（5月 モスクワ） ●北方四島交流事業（ビザなし交流）「日本側から初の訪問団出発」（5月） ●北海道・サハリン州対話集会（6月 ユジノサハリンスク） ●日ロ外相間定期協議（8月 モスクワ） ●「日露間領土問題の歴史に関する共同作成資料集」発表（9月 日ロ両国外務省） 		
		<ul style="list-style-type: none"> ●日ロ外相間定期協議（3月 東京） ●日ロ外相会談（4月 東京） ●先進7カ国首脳会議（7月 東京サミット） ●日ロ外相会談（7月 東京） ●日ロ外相会談（9月 ニューヨーク） ●エリツィン大統領訪日（10月 日ロ首脳会談） 領土問題を、北方四島の島名をあげ、その帰属に関する問題であると位置づけたこと、ロシアは日本とソ連との間の全ての条約その他の国際的約束は日本とロシアの間で引き続き適用されることを確認（東京宣言）。 		
		<ul style="list-style-type: none"> ●日ロ外相間定期協議（3月 モスクワ） ●日ロ外相会談（9月 ニューヨーク） ●サスコベツ・ロシア第一副首相来日（11月） 		
		<ul style="list-style-type: none"> ●日ロ外相間定期協議（3月 東京） ●日ロ外相会談（8月 ARF 閣僚会合 ブルネイ） 		
	1993	<ul style="list-style-type: none"> ●櫻内衆議院議長訪日（1月） ●日ロ外相会談（4月 東京） ●先進7カ国首脳会議（7月 東京サミット） ●日ロ外相会談（7月 東京） ●日ロ外相会談（9月 ニューヨーク） ●エリツィン大統領訪日（10月 日ロ首脳会談） 領土問題を、北方四島の島名をあげ、その帰属に関する問題であると位置づけたこと、ロシアは日本とソ連との間の全ての条約その他の国際的約束は日本とロシアの間で引き続き適用されることを確認（東京宣言）。 		
	1994	<ul style="list-style-type: none"> ●日ロ外相間定期協議（3月 モスクワ） ●日ロ外相会談（9月 ニューヨーク） ●サスコベツ・ロシア第一副首相来日（11月） 		
	1995	<ul style="list-style-type: none"> ●日ロ外相間定期協議（3月 東京） ●日ロ外相会談（8月 ARF 閣僚会合 ブルネイ） 		
	1996	<ul style="list-style-type: none"> ●日ロ外相間定期協議（3月 モスクワ） ●日ロ首脳会談（4月 モスクワ） ●日ロ外相会談（6月 リヨン・サミット） ●日ロ外相会談（7月 ARF 閣僚会合 ジャカルタ） ●日ロ外相会談（9月 ニューヨーク） ●橋本首相・エリツィン大統領 日ロ国交回復40周年に当たりメッセージ交換。（10月） ●日ロ外相間定期協議（11月 東京） 		

	年代	国内	年代	世界
平成時代	1997	<ul style="list-style-type: none"> ●日口外相間定期協議（5月 モスクワ） ●日口首脳会談（6月 デンバー・サミット） 「日口定期首脳会談で合意」 ●橋本首相、「対露外交・新三原則」表明（7月 経済同友会講演） 「信頼、相互利益、長期的視点」 ●日口首脳会談（7月 ARF 閣僚会合 クアラルンプール） ●日口外相会談（9月 ニューヨーク） ●橋本首相訪口、日口非公式首脳会談（11月 クラスノヤルスク） 「東京宣言に基づき、2000年までに平和条約を締結するよう全力を尽くす」ことで合意。 ●日口外相間定期協議（11月 東京） 		
	1998	<ul style="list-style-type: none"> ●北方四島周辺水域における操業枠組み協定締結。（2月 モスクワ） ●日口外相間定期協議及び平和条約締結問題日露合同委員会共同議長会合（2月 モスクワ） ●エリツイン大統領訪日、日口非公式首脳会談（4月 静岡県伊東市川奈） 「平和条約が、東京宣言に基づき四島の帰属の問題を解決することを内容とし、二十一世紀に向けての日口の友好協力に関する原則等を盛り込むものとなるべき」ことで一致。（川奈合意） ●日口外相会談（5月 G8 外相会合 ロンドン） ●日口首脳会談（5月 バーミンガム・サミット） ●日口外相会談（6月 G8 外相会合 ロンドン） ●北方四島未確認墓地調査（6月 国後島、色丹島、歯舞諸島） ●日口外相会談（7月 ARF 閣僚会合 マニラ） ●キリエンコ首相訪日（7月） ●日口外相会談（9月 ニューヨーク） ●橋本内閣総理大臣外交最高顧問の訪口（9月 モスクワ、サンクトペテルブルグ 橋本・エリツイン） ●日口外相間定期協議及び平和条約締結問題日露合同委員会共同議長間会合（10月 モスクワ） ●日口首脳会談（11月 モスクワ） 「日本国とロシア連邦間の創造的パートナーシップ構築に関するモスクワ宣言」に署名。 		
	1999	<ul style="list-style-type: none"> ●日口外相間定期協議及び平和条約締結問題日露合同委員会共同議長間会合（2月東京） ●橋本内閣総理大臣外交最高顧問訪口。エリツイン大統領と会談（4月 モスクワ） ●日口外相間定期協議及び平和条約締結問題日露合同委員会共同議長間会合（5月 モスクワ） 北方領土自由訪問の実施方式を基本的に合意。 ●日口外相会談（6月 G8 外相会合 ケルン） ●日口首脳会談（6月 G8 首脳会合 ケルン） ●日口外相会談（7月 ARF 閣僚会合 シンガポール） ●四島自由訪問枠組み設定について会合。（8月 東京 高村外相・フリステンコ第一副首相） ●北方四島自由訪問始まる。（9月） ●日口首脳会談（9月 APEC オークランド） ●日口外相会談（9月 ニューヨーク） 	1999	<ul style="list-style-type: none"> ●エリツイン大統領、プリマコフ首相を解任し、ステパーシン氏が新首相に就任。（5月） ●エリツイン大統領、ステパーシン首相ほか全閣僚解任。（8月） ●プーチン氏新首相に就任。（9月） ●チェチェン情勢が悪化。（9月） ●エリツイン大統領辞任。プーチン首相が大統領代行に就任。（12月）

	年代	国内	年代	世界
平成時代	2000	<ul style="list-style-type: none"> ●日ロ外相間定期協議及び平和条約締結問題日露合同委員会共同議長間会合（2月 東京） ●日ロ首脳会談（4月 サンクトペテルブルグ） ●日ロ外相会談（7月 G8 外相会合 宮崎） ●日ロ外相会談（7月 G8 首脳会合 沖縄） ●日ロ首脳会談（7月 G8 首脳会合 沖縄） ●日ロ外相会談（7月 ARF 閣僚会合 バンコク） ●プーチン大統領が公式訪日、首脳会談。（9月 東京） 「平和条約問題に関する日本国総理大臣及びロシア連邦大統領の声明」等が署名された。 ●日ロ外相会談（9月 ニューヨーク） ●日ロ外相間定期協議及び平和条約締結問題日露合同委員会共同議長間会合（11月 モスクワ） ●日ロ首脳会談（11月 APEC ブルネイ） 	2000	<ul style="list-style-type: none"> ●ロシア大統領選挙でプーチン大統領代行が大統領に選出。（3月） ●プーチン大統領就任（5月）
	2001	<ul style="list-style-type: none"> ●日ロ外相間定期協議（1月 モスクワ） ●日ロ首脳会談（3月 イルクーツク） 「イルクーツク声明」を発表。 ●日ロ外相会談（7月 G8 外相会合 ローマ） ●日ロ首脳会談（7月 G8 首脳会合 ジェノバ） ●日ロ首脳会談（10月 APEC 上海） 		
	2002	<ul style="list-style-type: none"> ●日ロ外相間定期協議及び平和条約締結問題日露合同委員会共同議長間会合（2月 東京） ●日ロ外相会談（6月 G8 外相会合 ウィスラー） ●日ロ首脳会談（6月 G8 首脳会合 カナナスキス） ●日ロ外相会談（8月 ARF 閣僚会合 ブルネイ） ●日ロ外相会談（9月 ニューヨーク） ●日ロ外相間定期協議（10月 モスクワ） ●小泉首相とカシヤノフ首相の会談。（10月 APEC ロス・カボス） ●日ロ外相間定期協議（12月 東京） 		
	2003	<ul style="list-style-type: none"> ●日ロ首脳会談（1月 モスクワ） 「日露行動計画」に署名。 ●日ロ外相会談（5月 G8 外相会合 パリ） ●日ロ首脳会談（5月 サンクトペテルブルグ建都三百周年記念式典出席の際。サンクトペテルブルグ） ●川口外相、ロシア極東訪問（6月 ウラジオストク） ●日ロ外相会談（9月 ニューヨーク） ●日ロ首脳会談（10月 APEC バンコク） ●小泉首相とカシヤノフ首相会談。（12月 東京） ●川口外相とカシヤノフ首相会談。（12月 東京） 		
	2004	<ul style="list-style-type: none"> ●日ロ外相会談（5月 G8 外相会合 ワシントン DC） ●日ロ首脳会談（6月 G8 首脳会合 シーアイランド） ●日ロ外相間定期協議（6月 モスクワ） ●日ロ外相会談（9月 ニューヨーク） ●日ロ外相会談（11月 APEC サンティアゴ） ●日ロ首脳会談（11月 APEC サンティアゴ） 	2004	●プーチン大統領再任（5月）
	2005	<ul style="list-style-type: none"> ●日ロ外相会談（1月 モスクワ） ●日ロ首脳会談（5月 第二次世界大戦終了60周年記念式典出席の際 モスクワ） ●日ロ外相会談（5月 東京） プーチン大統領年内訪日確認 		

	年代	国内	年代	世界						
平成時代	2006	<ul style="list-style-type: none"> ●森前首相とプーチン大統領会談。(6月 サンクトペテルブルク) ●日ロ外相会談 (6月 ブリュッセル) ●日ロ首脳会談 (7月 G8 首脳会合 グレンイーグルズ) プーチン大統領 11月 20日から 22日に訪日合意。 ●日ロ外相会談 (9月 ニューヨーク) ●日ロ外相会談 (11月 APEC 釜山) ●プーチン大統領公式訪日、日ロ首脳会談 (11月 東京) 「両首脳は、これまでの様々な合意及び文書に基づき、日ロ両国がともに受け入れられる解決を見出す努力を行う」ことで一致。 	2008	●メドヴェージェフ大統領就任 (5月)						
		<ul style="list-style-type: none"> ●日ロ外相会談 (5月 ACD 会合 ドーハ) ●日ロ外相会談 (6月 G8 外相会合 モスクワ) ●日ロ首脳会談 (7月 G8 首脳会合 サンクトペテルブルク) ●日ロ外相会談 (7月 ARF 閣僚会合 クアラルンプール) ●北方四島水域における日本漁船銃撃・拿捕事件。(8月 1名死亡) ●日ロ外相会談 (11月 APEC ハノイ) ●日ロ首脳会談 (11月 APEC ハノイ) 								
	2007	<ul style="list-style-type: none"> ●日ロ外相会談 (5月 モスクワ) ●日ロ首脳会談 (6月 G8 首脳会合 ハイリゲンダム) ●日ロ首脳会談 (9月 APEC シドニー) ●日ロ外相会談 (10月 東京) 			2010	●メドヴェージェフ大統領、国後島訪問 (11月)				
		<ul style="list-style-type: none"> ●日ロ外相会談 (4月 モスクワ) ●日ロ首脳会談 (4月 モスクワ) ●日ロ首脳会談 (7月 北海道洞爺湖サミット) ●日ロ外相会談 (11月 東京) ●日ロ首脳会談 (11月 APEC リマ) 								
	2009	<ul style="list-style-type: none"> ●日ロ首脳会談 (2月 ユジノサハリンスク) ●プーチン首相訪日 (5月 東京) ●日ロ首脳会談 (7月 G8サミット ラクイラ) ●日ロ首脳会談 (9月 ニューヨーク) ●日ロ首脳会談 (11月 APEC シンガポール) ●日ロ外相会談 (12月 モスクワ) 					2011			
		<ul style="list-style-type: none"> ●日ロ外相会談 (3月 G8 外相会合 ガディノー) ●日ロ首脳会談 (4月 核セキュリティ・サミット ワシントン DC) ●日ロ首脳会談 (6月 G8 首脳会合 ムスコカ) ●日ロ首脳会談 (11月 APEC 横浜) ●日ロ外相会談 (11月 APEC 横浜) 								
	2011	<ul style="list-style-type: none"> ●日ロ外相会談 (2月 モスクワ) ●日ロ外相会談 (3月 G8 外相会合 パリ) ●日ロ首脳会談 (5月 G8 ドーヴィル) ●日ロ外相会談 (9月 ニューヨーク) ●日ロ外相会談 (11月 APEC ホノルル) ●日ロ首脳会談 (11月 APEC ホノルル) 								

	年代	国内	年代	世界
平成時代	2012	<ul style="list-style-type: none"> ●日口外相会談 (1月 東京) ●日口外相会談 (4月 G8 外相会合 ワシントンDC) ●日口首脳会談 (6月 G20 サミット ロスカボス) ●日口外相会談 (7月 ソチ) ●日口首脳会談 (9月 APEC ウラジオストク) ●日口外相会談 (9月 ニューヨーク) 	2012	●プーチン大統領就任 (5月)
	2013	<ul style="list-style-type: none"> ●日口外相会談 (4月 G8 外相会合 ロンドン) ●日口首脳会談 (4月 モスクワ) 日口パートナーシップの発展に関する共同声明 など署名。 ●日口首脳会談 (6月 G8 サミット ロック・アーン) ●日口首脳会談 (9月 G20 サミット サンクトペテルブルグ) ●日口首脳会談 (10月 APEC バリ島) ●日口外相会談 (11月 東京) ●日口外務・防衛閣僚協議 (11月 (「2プラス2」) 東京) 		
	2014	<ul style="list-style-type: none"> ●日口外相会談 (2月 ミュンヘン安全保障会議 ミュンヘン) ●日口首脳会談 (2月 ソチオリンピック開会式出席の際 ソチ) ●日口首脳会談 (10月 ASEM 首脳会合 ミラノ) ●日口首脳会談 (11月 APEC 首脳会議 北京) 		
	2015	<ul style="list-style-type: none"> ●日口外相会談 (9月 モスクワ) ●日口首脳会談 (9月 ニューヨーク) ●日口首脳会談 (11月 G20 サミット アンタルヤ) 		
	2016	<ul style="list-style-type: none"> ●日口外相会談 (4月 東京) ●日口首脳会談 (5月 ソチ) ●日口首脳会談 (9月 ウラジオストク) ●日口外相会談 (9月 ニューヨーク) ●日口首脳会談 (11月 リマ) ●岸田外務大臣訪口、プーチン大統領と会談。(12月 サンクトペテルブルグ) ●日口外相会談 (12月 モスクワ) ●日口首脳会談 (12月 長門、東京) 		
	2017	<ul style="list-style-type: none"> ●日口外相会談 (2月 G20 外相会合 ボン) ●日口外相会談 (3月 東京) ●日口首脳会談 (4月 モスクワ) ●第1回日口共同経済活動官民現地調査 (6月 国後島、択捉島、色丹島) ●日口首脳会談 (7月 G20 サミット ハンブルク) ●日口外相会談 (8月 ASEAN 関連外相会議 マニラ) ●日口首脳会談 (9月 東方経済フォーラム ウラジオストク) ●日口外相会談 (9月 国連総会 ニューヨーク) ●初の航空機利用墓参実施。(9月 国後島、択捉島) ●日口首脳会談 (11月 APEC 首脳会議及び ASEAN 関連首脳会議 ダナン) ●日口外相会談 (11月 モスクワ) ●第2回日口共同経済活動官民現地調査 (10月 国後島、択捉島、色丹島) ●日口外相会談 (11月 モスクワ) 		

	年代	国内	年代	世界
平成時代	2018	<ul style="list-style-type: none"> ●日ロ外相会談 (2月 ミュンヘン安全保障会議 ミュンヘン) ●日ロ外相会談 (3月 東京) ●日ロ首脳会談 (5月 モスクワ) ●日ロ外相会談 (7月 モスクワ) ●日ロ首脳会談 (9月 東方経済フォーラム ウラジオストク) ●日ロ外相会談 (11月 ローマ) ●日ロ首脳会談 (11月 ASEAN 関連首脳会議 シンガポール) ●日ロ首脳会談 (12月 G20 サミット ブエノスアイレス) 	2018	●プーチン大統領再任 (5月)
	2019	<ul style="list-style-type: none"> ●日ロ外相会談 (1月 モスクワ) ●日ロ首脳会談 (1月 モスクワ) ●日ロ外相会談 (2月 ミュンヘン) ●日ロ外相会談 (5月 モスクワ) ●日ロ外相会談 (5月 東京) ●日ロ首脳会談 (6月 G20 サミット 大阪) ●日ロ首脳会談 (9月 東方経済フォーラム ウラジオストク) ●日ロ外相会談 (9月 国連総会 ニューヨーク) ●日ロ外相会談 (11月 G20 外相会合 名古屋) ●日ロ外相会談 (12月 モスクワ) 		
令和時代	2020	<ul style="list-style-type: none"> ●日ロ外相会談 (2月 ミュンヘン安全保障会議 ミュンヘン) ●日ロ首脳電話会談 (5月) ●日ロ外相電話会談 (5月) ●日ロ首脳電話会談 (8月) ●日ロ首脳電話会談 (9月) ●日ロ外相電話会談 (10月) 	2020	●ロシア連邦憲法改正 (7月) 領土の割譲禁止。
	2021	<ul style="list-style-type: none"> ●日ロ外相電話会談 (8月) ●日ロ外相会談 (9月 国連総会 ニューヨーク) ●日ロ首脳電話会談 (10月) ●日ロ外相電話会談 (11月) 		
	2022	●日ロ首脳電話会談 (2月)	2022	●ロシアによるウクライナ侵略。(2月)

(25) 北方領土の仕事の窓口

■内閣府北方対策本部

〒100-8914 東京都千代田区永田町 1-6-1 中央合同庁舎 8 号館

☎03 (5253) 2111(代)

■外務省欧州局ロシア課

〒100-8919 東京都千代田区霞ヶ関 2-2-1

☎03 (3580) 3311(代)

■北海道

・総務部北方領土対策本部

〒060-8588 札幌市中央区北 3 条西 6 丁目

☎011 (231) 4111(代)

・北方領土対策根室地域本部北方領土対策室

〒087-8588 根室市常盤町 3 丁目 2 8 番地

☎0153 (24) 5592(直通)

・各振興局総務課（根室振興局を除く）

・東京事務所行政課

〒100-0014 東京都千代田区永田町 2-17-17

☎03 (3581) 3411(代)

■独立行政法人 北方領土問題対策協会

〒110-0014 東京都台東区北上野 1 丁目 9 番 12 号 住友不動産上野ビル

☎03 (3843) 3630

・札幌事務所

〒060-0005 札幌市中央区北 5 条西 6 丁目 2 番地 2 札幌センタービル

☎011 (205) 6121

■公益社団法人 千島歯舞諸島居住者連盟

〒060-0003 札幌市中央区北 3 条西 7 丁目 1 番地 北海道水産ビル 5 階

☎011 (205) 6200

■公益社団法人 北方領土復帰期成同盟

〒060-0001 札幌市中央区北 1 条西 3 丁目 3 番地 敷島プラザビル 3 階

☎011 (205) 6500

(26) 北方領土学習資料編集委員会委員

(令和6年3月5日現在)

委員長	北村 剛	北海道中学校長会（千歳市立駒里小中学校長）
委員	豊田 央	北海道小学校長会（上富良野町立上富良野小学校長）
委員	播磨 康宏	北海道総務部北方領土対策本部北方領土対策課長
委員	遠藤 直俊	北海道教育庁学校教育局義務教育課長
委員	竹本 勝哉	根室市副市長
委員	佐保田 昭宏	北海道新聞社編集局次長
委員	北岸 由利子	北海道女性団体連絡協議会監事
委員	竹内 啓介	独立行政法人北方領土問題対策協会札幌事務所長
委員	森 弘樹	公益社団法人千島歯舞諸島居住者連盟専務理事
委員	河内 能宏	公益社団法人北方領土復帰期成同盟副会長